

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年2月14日

【四半期会計期間】 第14期第1四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

【会社名】 M & A キャピタルパートナーズ株式会社

【英訳名】 M & A Capital Partners Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 村 悟

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03 - 6880 - 3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理部長 上 原 大 輔

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03 - 6880 - 3803 (直通)

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理部長 上 原 大 輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期 連結累計期間	第14期 第1四半期 連結累計期間	第13期
会計期間	自 2017年10月1日 至 2017年12月31日	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2017年10月1日 至 2018年9月30日
売上高 (千円)	2,283,055	3,886,800	8,018,443
経常利益 (千円)	1,034,380	1,959,279	3,160,042
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	721,298	1,334,236	2,092,201
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	721,298	1,334,236	2,092,201
純資産額 (千円)	11,803,824	14,599,267	13,174,727
総資産額 (千円)	13,384,942	17,306,555	15,161,078
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	46.94	85.50	134.59
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	45.59	84.39	132.14
自己資本比率 (%)	87.8	83.5	86.6

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

##### マーケットの状況

当社のグループ会社である㈱レコフデータが集計し公表している統計データによると、国内企業が関係し公表されたM & A件数は、リーマンショックや東日本大震災の影響を受け低迷した2011年（1 - 12月）の1,687件から増加を続け、2018年（1 - 12月）は前年同期比800件（26.2%）増加した3,850件となり、過去最多を更新しております。

このような中、中堅・中小企業における事業承継問題は社会問題化し、その解決手段としてM & Aによる事業承継が社会的な注目を集めており、また増加しております。このため、当社グループの主要なターゲットとなる中堅・中小企業のM & Aマーケットへ新規参入する事業者が増加しておりますが、競争が増加することにより市場拡大が進むと判断しております。これらの結果、M & Aという経営判断は一般化していき、中小企業の経営者はより主体的にM & A関連サービス事業者を選別するように変容していくものと予想しており、当連結会計年度においてもテレビCMやM & Aセミナー等のブランディングやマーケティング施策を継続強化してまいります。

##### 当社グループの状況

当社グループはコンサルタント数とM & A成約件数を業績判断上の重要指標と認識しております。コンサルタント数は、M & A仲介及びアドバイザーサービスを手掛ける当社及び㈱レコフにおいて、採用活動はおおむね計画通りに進捗し、前年同四半期比4名増の112名となりました。成約件数は、前年同四半期比8件減の29件となりました。これは、従来成約件数面で貢献していた調剤薬局案件が、業界再編の落ち着いた影響から減少していることも影響しております。しかしながら、大型案件を含む潤沢な受託案件を保有しており、主に中間報酬の一時的な受領残高を示す前受金勘定も前年同四半期比27.9%増となる296,914千円と増加していることから、当連結会計年度に向けては順調な進捗であると判断しております。

当社グループの成約案件状況並びに当社及び㈱レコフの成約案件状況の内訳は次のとおりとなります。

## 成約件数（連結）

分類の名称			前第1四半期 連結累計期間 (自2017年10月1日 至2017年12月31日)	当第1四半期 連結累計期間 (自2018年10月1日 至2018年12月31日)	前年 同期比	
グループ 全体	M & A 成約件数	(件)	37	29	-8	
	手数料 金額別	うち1件当たりの手数料 総額が1億円以上の件数	(件)	6	9	+3
		うち1件当たりの手数料 総額が1億円未満の件数	(件)	31	20	-11

## 成約件数（単体）

分類の名称			前第1四半期 累計期間 (自2017年10月1日 至2017年12月31日)	当第1四半期 累計期間 (自2018年10月1日 至2018年12月31日)	前年 同期比	
M & A キャピタル パートナーズ(株)	M & A 成約件数	(件)	29	27	-2	
	手数料 金額別	うち1件当たりの手数料 総額が1億円以上の件数	(件)	5	7	+2
		うち1件当たりの手数料 総額が1億円未満の件数	(件)	24	20	-4

分類の名称			前第1四半期 累計期間 (自2017年10月1日 至2017年12月31日)	当第1四半期 累計期間 (自2018年10月1日 至2018年12月31日)	前年 同期比	
(株)レコフ	M & A 成約件数	(件)	8	2	-6	
	手数料 金額別	うち1件当たりの手数料 総額が1億円以上の件数	(件)	1	2	+1
		うち1件当たりの手数料 総額が1億円未満の件数	(件)	7	0	-7

当社グループの経営成績は、件数では前年同四半期を下回ったものの、大型案件の好調な成約により売上高は前年同四半期比で1,603,745千円（70.2%）の増加となる3,886,800千円となりました。

売上原価は、案件成約によるインセンティブ賞与、売上高増加に伴う決算賞与引当金繰入額、及び大型案件に要した外注費それぞれが増加した結果、前年同四半期比442,906千円（57.0%）の増加となる1,220,129千円となりました。

販売費及び一般管理費は、テレビCM放送など広告宣伝費の増加、役員賞与引当金計上額の増加及び所得拡大に伴う事業税等の増加が要因となり、前年同四半期比235,919千円（50.0%）の増加となる707,719千円となりました。その結果、営業利益は前年同四半期比924,919千円（89.4%）の増加となる1,958,951千円、経常利益は前年同四半期比924,899千円（89.4%）の増加となる1,959,279千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同四半期比612,937千円（85.0%）の増加となる1,334,236千円となりました。

なお、当社グループにおける報告セグメントはM & A 関連サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

## (2) 財政状態の状況

当社グループの財政状態の状況は次のとおりです。

## (流動資産)

流動資産は、前連結会計年同末と比較して2,030,188千円（15.9%）増加し14,787,738千円となりました。これは主に現金及び預金が1,721,234千円増加したこと、売掛金が325,013千円増加したことによるものです。

## (固定資産)

固定資産は、前連結会計年度末と比較して115,287千円（4.8%）増加し2,518,816千円となりました。これは主に繰延税金資産が186,350千円増加したこと、商標権が8,250千円減少したこと、のれんが48,365千円減少したことによるものです。

## (流動負債)

流動負債は、前連結会計年度末と比較して728,459千円（41.2%）増加し2,496,796千円となりました。これは主に、賞与引当金が405,584千円増加したこと、未払法人税等が320,361千円増加したことによるものです。

( 固定負債 )

固定負債は、前連結会計年度末と比較して7,523千円 ( 3.5% ) 減少し210,490千円となりました。これは主に、その他が9,304千円減少したことによるものです。

( 純資産 )

純資産は、前連結会計年度末と比較して1,424,540千円 ( 10.8% ) 増加し14,599,267千円となりました。これは主に、利益剰余金が1,334,236千円増加したことによるものです。

3 【 経営上の重要な契約等 】

当第 1 四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	47,760,000
計	47,760,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年2月14日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,605,000	15,605,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社の標準となる株 式であります。 また、単元株式数は100株でありま す。
計	15,605,000	15,605,000		

(注) 提出日現在発行数には、2019年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数がある場合は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は次のとおりであります。

###### 第12回新株予約権

決議年月日	2018年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 35
新株予約権の数(個)	1,192 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 119,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,470 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年1月1日 至 2054年12月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,470 資本組入額 2,235
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

新株予約権証券の発行時(2018年12月14日)における内容を記載しております。

(注) 1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己

株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 新株予約権者は、2019年9月期及び2020年9月期の2事業年度における当社の営業利益が、次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を合計した行使可能割合を限度として本新株予約権を行使できる。

2019年9月期の営業利益が3,800百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

2020年9月期の営業利益が4,560百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

2019年9月期と2020年9月期の営業利益の累計額が8,360百万円以上の場合：行使可能割合 3分の1

なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書におけるM & A仲介事業のセグメント営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使できるものとする。ただし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。

- (2) 新株予約権者は、満55歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することができるものとする。ただし、上記の条件を満たさなければ行使することはできない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を助案の上、上記1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を助案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使できる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
発行要項に定める下記「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
発行要項に定める下記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たりの発行価額に2を乗じた価額で取得することができる。  
新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年12月31日		15,605,000		2,503,615		2,493,365

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,600,400	156,004	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,500		
発行済株式総数	15,605,000		
総株主の議決権		156,004	

## 【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) M & A キャピタルパート ナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2018年10月1日から2018年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2018年10月1日から2018年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	12,226,972	13,948,206
売掛金	384,313	709,326
その他	146,264	130,205
流動資産合計	12,757,549	14,787,738
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	226,006	217,628
その他	51,970	50,163
有形固定資産合計	277,977	267,792
無形固定資産		
商標権	264,000	255,750
のれん	1,547,681	1,499,316
その他	44,253	42,142
無形固定資産合計	1,855,934	1,797,208
投資その他の資産		
敷金及び保証金	204,393	202,249
繰延税金資産	65,159	251,510
その他	63	56
投資その他の資産合計	269,616	453,815
固定資産合計	2,403,528	2,518,816
資産合計	15,161,078	17,306,555
<b>負債の部</b>		
流動負債		
前受金	435,905	296,914
賞与引当金	32,168	437,752
未払金	636,793	394,734
未払法人税等	543,062	863,423
未払消費税等	52,738	260,464
その他	67,668	243,506
流動負債合計	1,768,336	2,496,796
固定負債		
退職給付に係る負債	124,365	126,146
その他	93,649	84,344
固定負債合計	218,014	210,490
負債合計	1,986,351	2,707,287

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,503,615	2,503,615
資本剰余金	2,493,365	2,493,365
利益剰余金	8,127,030	9,461,267
自己株式	353	353
株主資本合計	13,123,659	14,457,895
新株予約権	51,068	141,372
純資産合計	13,174,727	14,599,267
負債純資産合計	15,161,078	17,306,555

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年10月1日 至2017年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年10月1日 至2018年12月31日)
売上高	2,283,055	3,886,800
売上原価	777,223	1,220,129
売上総利益	1,505,832	2,666,670
販売費及び一般管理費	471,800	707,719
営業利益	1,034,032	1,958,951
営業外収益		
受取利息	588	800
雑収入	12	17
営業外収益合計	601	817
営業外費用		
支払利息	51	
雑損失	201	489
営業外費用合計	253	489
経常利益	1,034,380	1,959,279
税金等調整前四半期純利益	1,034,380	1,959,279
法人税、住民税及び事業税	373,863	821,397
法人税等調整額	60,782	196,354
法人税等合計	313,081	625,043
四半期純利益	721,298	1,334,236
親会社株主に帰属する四半期純利益	721,298	1,334,236

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)
四半期純利益	721,298	1,334,236
四半期包括利益	721,298	1,334,236
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	721,298	1,334,236

【注記事項】

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)
減価償却費	28,550千円	26,715千円
のれんの償却額	48,365千円	48,365千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、M & A 関連サービス事業及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎ならびに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2017年10月 1 日 至 2017年12月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年10月 1 日 至 2018年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	46円94銭	85円50銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	721,298	1,334,236
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	721,298	1,334,236
普通株式の期中平均株式数(株)	15,365,323	15,604,801
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	45円59銭	84円39銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	457,331	204,995
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

## 2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年2月14日

M & A キャピタルパートナーズ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 ツ 木 最 文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千 足 幸 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているM & A キャピタルパートナーズ株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2018年10月1日から2018年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2018年10月1日から2018年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、M & A キャピタルパートナーズ株式会社及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。